

兵庫県・各市町の条例の前文及び丹波市（案）について

自治体名	制定	個人の尊重と法の下 の平等	これまでの 取組	現状と課 題	少子高齢 化、人口減 少、地域や 家族形態の 変容	地域活力 向上の必 要性	自治体の 特徴	内 容
兵庫県	H14	○	○	○	○		○	<p>すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。</p> <p>兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人道的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。</p> <p>こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。</p> <p>阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。</p> <p>この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。</p> <p>このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。</p>
宝塚市	H14		○	○				<p>女性差別撤廃条約の発効を大きな契機とする国際的な潮流の中で、我が国においては、女性の社会的地位向上を図る等、男女共同参画社会づくりに向けた取組により、男女共同参画社会基本法が制定された。</p> <p>宝塚市においては、特に女性を取り巻く就労、子育てや介護等の問題の解決を図るため、活動の拠点施設の整備、提言活動を通じてまちづくりへの積極的な参画を目指した「女性ボード」の設置、女性施策の基本計画に基づく施策の推進、さらに、いち早く男女共同参画宣言都市となる等、男女平等の実現に向けた取組を積極的に進めてきた。</p> <p>しかしながら、状況は少しずつ改善はしているものの、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等が根強く残り、個人の能力が十分に生かされていない状況である。また、女性に対する暴力が、人権に関わる深刻な社会問題として顕在化しつつある状況もあり、いまだ多くの課題が残されている。</p> <p>真の男女平等の達成を図るには、男女の人権が共に尊重され、一人一人の能力や個性が十分に発揮でき、あらゆる分野に対等に参画でき、それに伴う利益を共に享受でき、責任も共に担う社会の早期実現が求められている。ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを強く決意し、この条例を制定する。</p>
小野市	H14			○		○		<p>小野市民は、性別に関わりなく、自らの自由な選択と責任のもと、その能力を発揮して生きることを保障される。</p> <p>性別役割分担の考え方や性を理由とする偏見及び中傷は、小野市の施策のみならず、教育、労働、家庭生活等あらゆる分野において排除されるよう強く要求される。真の意味での「男女共同参画社会」を実現するためには、市民に深く根ざした可能性のある性差意識と悪しき慣習を刷新しなければならない。</p> <p>小野市が、今後も活力ある共同体社会を維持及び促進していくためには、これらの課題を克服し、個人がその持てる能力を最大限に発揮できるようにする必要がある。</p> <p>小野市においては、「男女平等」が人類普遍の原理であることを確認し、すべての市民がお互いに尊重し、信頼し、協力し合える「はーと・シップ(男女共同参画)社会」を実現することを宣言する。</p>
神戸市	H15	○	○	○	○	○		<p>個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国においては、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)を制定するなどして、国際社会の取組と連動しつつ、法制度の整備が進められてきた。</p> <p>神戸市においても、こうした国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を進めてきた。しかしながら、今なお、社会には、性別による固定的な役割分担等とそれに基づく制度や慣行及び様々な形態の暴力等の人権侵害が存在しており、真の男女平等を達成するためには多くの課題が残されている。</p> <p>一方で、少子高齢化が一層進行し、経済が成熟化するなど、社会経済情勢は急速に変化している。このことは、家族形態や地域社会の変化にも影響を与えており、社会の基礎である家族とそれを取り巻く地域社会とのつながりは、ますますその重要性が増大している。</p> <p>このような状況に対応していく上で、男女が、互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら共に力を合わせて有償又は無償の労働を担い、かつ、社会の様々な場で意思決定の過程にかかわることができる男女共同参画社会づくりは、本市においても緊要な課題となっている。</p> <p>こうした認識の下、市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くことを目指して、この条例を制定する。</p>

自治体名	制定	個人の尊重と法の下の平等	これまでの取組	現状と課題	少子高齢化、人口減少、地域や家族形態の変容	地域活力向上の必要性	自治体の特徴	内 容
赤穂市	H17	○	○	○	○			<p>男女にかかわらず、すべての人が平等であり、個人として尊重される社会をつくることは、私たち市民の共通の願いである。</p> <p>赤穂市はこれまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画の推進に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、今日においても、社会のあらゆる分野で性別による固定的な役割分担の考えが根強く残り、個人の能力や個性、適性に応じた自己実現の機会が妨げられている状況がある。</p> <p>一方、少子高齢化や家族形態の多様化など、市を取り巻く環境は急速に変化しており、こうした変化に適切に対応したまちづくり、人づくりが強く求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが性別にかかわらずあらゆる分野に対等に参画できる機会を確保し、共にその人権を尊重しつつ責任も分かち合う男女共同参画社会の早期実現をめざしていく必要がある。</p> <p>ここに私たちは、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を実現し、真に豊かで活力ある赤穂市をめざし、この条例を制定する。</p>
尼崎市	H17	○	○	○	○	○	○	<p>私たちの生活の隅々に人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切に、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。</p> <p>我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。</p> <p>本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。</p> <p>更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。</p> <p>ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。</p>
芦屋市	H21	○	○	○			○	<p>わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。</p> <p>これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。</p> <p>誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。</p> <p>阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の参画と協働が、地域の社会・文化づくりに大きな力となったことから、今後、男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り、それが、これからの社会やまちの様々な問題解決への道を拓(ひら)くことを学びました。</p> <p>わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が生き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。</p>
多可町	H22	○	○	○	○	○		<p>すべての人々の人権が等しく尊重され、互いを思いやり、家庭・地域・世代を越えた“コミュニケーション”を図りながら、共に責任を担い、誰もが「生きていてよかった」と実感できる社会の実現は、私たち多可町民の願いです。</p> <p>「日本国憲法」は、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が「法の下に平等」であることを保障しています。</p> <p>多可町においても、男女共同参画社会の実現をめざし、様々な取り組みを推進してきました。</p> <p>しかしながら、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な役割分担意識や男性優位の価値観が根強く存在し、その意識は容易には変えることができず、女性の社会参画を阻むとともに、人権侵害にもつながっています。</p> <p>少子高齢化が進行し社会経済情勢が急速に変化するなかで、やさしさと活力に満ちた魅力ある多可町を創造していくためには、男女が自立し、お互い一人ひとりの人間として認め合い、それぞれの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現とそのための環境を整備することが強く求められています。</p> <p>町民、事業者、町が協働して、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現をめざし、この条例を制定します。</p>

自治体名	制定	個人の尊重と法の下の平等	これまでの取組	現状と課題	少子高齢化、人口減少、地域や家族形態の変容	地域活力向上の必要性	自治体の特徴	内 容
川西市	H27	○	○	○	○	○	○	<p>すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下に平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この憲法の精神を日々の暮らしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。同時に、その実現は、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。</p> <p>私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。</p> <p>また、本市は兵庫県内でいち早く「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、私たちが向き合うべき多くの課題が残されています。</p> <p>さらに、女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると同時に、均等にその成果を享受し、責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。</p> <p>ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通して、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。</p>
姫路市	H28	○	○	○	○		○	<p>個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。</p> <p>この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。</p> <p>本市においても、こうした国の動向や平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。</p> <p>一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。</p> <p>しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。</p> <p>これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。</p>
丹波市 (案)		○	○	○	○	○	○	<p>私たちのまち丹波市を通る本州で最も低い中央分水界「水分かれ」は、昔から人や文化の行き交う道となり、多様なものを受け入れる風土が育まれてきました。</p> <p>2004年（平成16年）に旧氷上郡6町が合併し誕生した丹波市は、丹波市自治基本条例にうたわれた市民主体の原則、協働の原則、多様性尊重の原則のもと、市と市民等が協働してまちづくりを進めています。自治協議会等の住民自治組織による地域活動においては、様々な視点を持った多様な主体の参画が求められており、女性のさらなる参画が期待されているところです。</p> <p>一方、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国においては、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。丹波市においても、男女共同参画社会の実現に向け、丹波市男女共同参画計画を策定し、様々な施策を進めてきましたが、世代間での考え方の違いや性別による固定的な役割分担意識による社会制度や慣行が依然として根強く残るなど、解決しなければならない課題が多く残っています。</p> <p>人口減少社会の到来や社会経済情勢が大きく変化している中において、美しい自然環境に恵まれ、歴史ある豊かな文化を持つ丹波市が豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させなければなりません。</p> <p>ここに私たちは、市、市民、事業者等の協働の下、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくため、この条例を制定します。</p>

【参考】丹波市自治基本条例 前文

丹波市は、2004年(平成16年)11月に旧氷上郡の6町が合併して誕生しました。日本海にも瀬戸内海にもつながる分水界があり、豊かな山々が織りなす美しい景観や風土、独自の歴史を持つ地域です。近年発見された「丹波竜」化石は太古へのロマンをかきたて、新たなまちづくりのシンボルとなっています。

私たち丹波市民は、旧6町の特性を活かしつつ、心を合わせて、新市の基礎を築いていかなければなりません。それは、地方分権や地域主権の理念が具体化された市民主体のまちであり、市民一人ひとりの人権が尊重され多様性を認めて助け合うまちであり、そんな市民の信託に市議会や行政がしっかりと応えるまちです。私たちには、先人が築いてきた地域の環境や文化を守り、次世代に引き継いでいく責任があります。少子高齢化や産業構造の変化といった社会情勢に対応し、持続可能な丹波市を育むには、市民と市議会、行政との間で情報を共有し、対話を重ねて協働でまちづくりに取り組む必要があります。

私たちはここに、市政の基本理念や基本原則を定め、活力あるふるさとづくりを目指して市民、市議会、行政それぞれが役割を発揮できる仕組みをつくるため、最高規範として丹波市自治基本条例を定めます。